

# 他人のごとではない「空き家」の話 あなたの家は大丈夫？

住む人がいなくなり放置されたままの空き家が、全国的に社会問題となっています。相続や譲渡など、適切な処分が行なわれない場合、近隣住民の生活にさまざまな影響を与えるばかりか、高額な過料も発生します。

法定相続人となる可能性がある遠方の家族や親戚などが集まるこの8月に、後々、空き家を生じさせたり所有者になったりしないよう、みんなで話し合しましょう。

◎問い合わせ 建築課 ☎23-2585

## 増え続ける空き家と、 空き家もたらす問題

空き家になった家屋を放置すると、倒壊の危険性があるばかりか、防災・防犯上の不安や衛生面の悪化の心配など、さまざまな問題が生じます。このため、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家所有者の責務が明確になり、その対策が求められるようになってきました。

### ●「空き家」になると…

- 瓦の落下
- 建材の飛散
- 建物の倒壊
- 不審者の侵入と犯罪の誘発
- 放火や火災の危険
- 景観の悪化
- 樹木や雑草の繁殖
- 動物や害虫の繁殖 など



## 知らぬ間に「空き家」の所有者に

空き家の問題は、その所有者が亡くなり「引き継ぐ人がいない」「適正に相続されていない」ときに発生します。例えば、親や兄弟の家が空き家になり、相続手続きをせずに放置しておく、全ての子や孫、兄弟などの法定相続人が相続の対象となり、さらにその子や孫が生まれることで

相続人が増えます。このような場合、あなたも、知らぬ間に空き家を相続してしまいます。

適正に相続されていないことが、空き家問題の解決を難しくしている一番の要因です。「空き家にしない」ためには、早めの相続手続きや売却などの対策をとることがとても重要です。

## 「空き家」にしないために

### ● 登記の状況確認

空き家の中には、移転登記がされておらず、過去の所有者名義のままになっている家屋があります。まずは、誰の所有になっているのか確認しましょう。

### ● 誰が相続するのかを話し合う

所有者が確認できたら、その相続人が誰かを調べて、相続人全員で、誰が、何を、どのように相続するか遺産分割を話し合い、相続内容を決めて、きちんと相続手続きを済ませましょう。

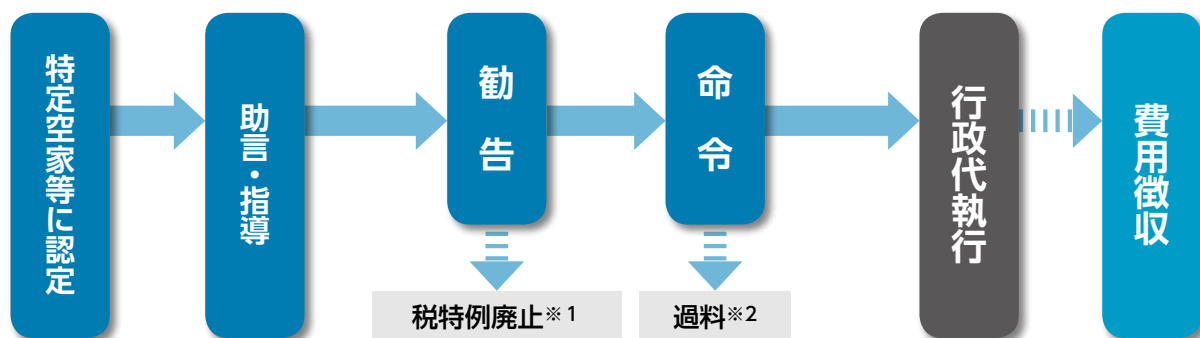
### ● 専門家に相談

相続関係が複雑になると、個人での解決が難しくなります。早めの売却や解体を念頭に置きながら、それぞれの対応策に応じて、司法書士や不動産取引などの専門家に相談しましょう。

## 空き家を放置し続けると…

所有者が空き家を管理せず、周辺に悪影響を及ぼす状態で放置すると「特定空家等」に認定されます。土地の課税額に対する住宅用地の特例<sup>※1</sup>が廃止されたり、過料処分<sup>※2</sup>に処せられることがあります。

また、近隣の家屋や通行人に被害を与えた場合、高額な損害賠償を求められることも考えられることから、「空き家」として放置すべきではありません。



### ※1 住宅用地の特例廃止

特定空家等として特例廃止の勧告を受けた場合、その建物に係る敷地は、固定資産税の住宅用地の特例が廃止され、土地にかかる税額は最大6倍にもなります。

### ※2 高額な過料

特定空家等として命令を受け、その命令に違反、従わなかった場合は、50万円以下の過料に処せられることがあります。

## 空き家についての各種問い合わせ

相談内容	関係機関・団体	連絡先
登記名義人の確認	宮崎地方法務局都城支局	☎22-0490
相続・登記 相続人の調査	宮崎県司法書士会	☎0985-28-8538
土地・建物の 売買	宮崎県宅地建物取引業協会 (県南支部)	☎22-6627
建物の解体	宮崎県都城地区建設業協会	☎22-1991
	宮崎県解体工事業協同組合	☎0985-32-0015
解体費用の融資	※空き家解体への融資を行う金融機関があります。直接、金融機関にお問い合わせください。	
その他空き家に関すること	市役所建築課	☎23-2585



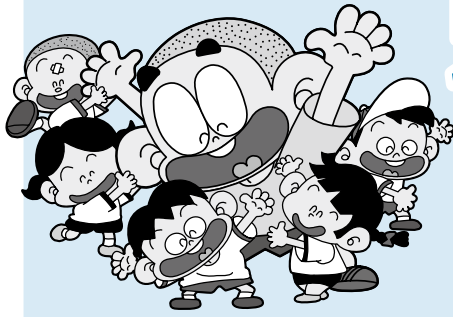
## コラム

### 空き家として放置を続けると…

損害区分		損害額 (賠償額)
人身損害	死亡逸失利益	3,400万円
	慰謝料	2,100万円
	葬儀費用	130万円
	合計	5,630万円

公益財団法人日本住宅総合センターが、平成24年度に実施した「空き家発生による外部不経済の実態と損害の試算に係る調査」によると、空き家から傷んだ外壁材や瓦などが落下し11歳の子供が死亡した場合の賠償額が、5,630万円になるとの試算が報告されています。

さらに、空き家が倒壊し、近隣の家を破壊、死者が出た場合は、億単位の賠償金が所有者に請求されます。あなたはそれでも、「空き家」を放置しますか。



# 「幼児教育と保育の無償化」が10月から始まります

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立に伴い、10月1日から「幼児教育と保育の無償化」が実施されます。幼児教育・保育にかかる子育て家庭の経済的負担軽減を図ることで、少子化対策につながることを期待されています。

◎問い合わせ 保育課 ☎23-4894



市ホームページ

## 無償化の概要

「幼稚園、保育園、認定こども園などの利用者」

●対象・利用料(月額)

- 幼稚園や認定こども園(1号認定)の利用者は、3歳になった翌月から全額無償
- 保育園や認定こども園(2号認定)の利用者は、4月1日時点で満3歳を迎えている3歳児クラスから5歳児クラスまで全額無償
- 市民税非課税世帯の0歳から2歳までの利用者は、全額無償

「幼稚園などの預かり保育の利用者」

●対象・利用料(月額)

- 幼稚園や認定こども園(1号認定)において、市から「保育の必要性の認定」を受けた利用者は、月の利用日数に応じて1万1,300円を上限に無償。また、市民税非課税世帯の利用者は、満3歳となった年度内は、月額1万6,300円を上限に無償
- 認可外保育施設、一時預かり事業・病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用者
- 対象・利用料(月額)
- 市から「保育の必要性の認定」を

## 無償化の範囲

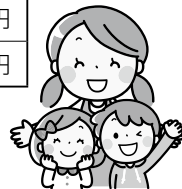
施設・事業	年齢・クラス	対象	月額上限
幼稚園 認定こども園 (1号認定)	3歳～5歳児	全ての世帯	全額
保育園 認定こども園 (2・3号認定)	0歳児～2歳児	市民税非課税世帯	全額
	3歳児～5歳児	全ての世帯	全額

## 幼稚園などの預かり保育

市から「保育の必要性の認定」を受けた利用者が対象

年齢・クラス	対象	月額上限
3歳児～5歳児	全ての世帯	11,300円
満3歳児*	市民税非課税世帯	16,300円

\*満3歳の誕生日から、次の3月31日まで



## 給食費(副食費)の免除対象者

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

## 無償化の対象外

- 給食費(副食費)など
- 通園送迎費や行事費、1号・2号認定こどもの給食費。ただし、年収360万円未満相当世帯や第3子以降の利用者の副食費は免除
- 対象
- 児童発達支援などを受けている、3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用者は、全額無償
- 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設で、市に届出を行っている、国の基準を遵守し、市から確認を受けた施設が無償化の対象
- 対象
- 児童発達支援などを受けている、3歳児クラスから5歳児クラスから5歳児クラスは3万7千円を上限に、0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯の利用者は、4万2千円を上限に無償
- 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設で、市に届出を行っている、国の基準を遵守し、市から確認を受けた施設が無償化の対象

## 無償化に伴う説明会

●日時・場所 ※申し込み不要

8/26(月)	19時～20時	高城地区公民館
8/28(水)	19時～20時	高崎福祉保健センター
8/29(木)	19時～20時	ウエルネス交流プラザ

# 予防接種は、 子どもへのプレゼント



予防接種は、感染症のまん延を防ぐだけでなく、万が一感染症を発生したときの症状が軽くなるなどの効果があります。子どもの健康のために、予防接種を受けましょう。

◎問い合わせ 都城市保健センター ☎36-5661

市では、法律で定められている13種類の病気の予防接種に加え、市独自で助成している2種類の病気の予防接種が受けられます。

## 〔法定予防接種(無料)対象の病気〕

結核、ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、麻疹、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、肺炎球菌、Hib感染症、水痘、B型肝炎

## 〔市が助成する予防接種の助成額〕

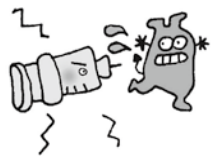
- おたふくかぜワクチン (助成額) 2,500円
- ロタウイルスワクチン (助成額) 1価1万5000円  
5価7千円

## 接種時の注意点

接種後の数日間は、体調の変化に注意ください。医師の判断で、2種類以上の予防接種を同時に受ける場

合もあります。

接種の期間は、対象となる病気がまん延しやすい時期や症状が重症化しやすい時期、子どもの免疫力などを考慮して決められています。子どもの発育には個人差がありますので、医師と相談しながら体調の良い時に受けるようにしましょう。



## お父さんも受けよう 風しん抗体検査(無料)

県では、免疫が低い妊婦の配偶者もしくはパートナーを対象に、風しん抗体検査を無料で実施しています。内容など詳しくは、都城保健所(☎0986-23-4504)へ問い合わせください。

## 赤ちゃんとお母さんをサポート!

# 母子保健推進員



市では、65人の母子保健推進員が、子育て中のお母さんに寄り添いながら、子育てに役立つ情報や知識を提供するなどのサポートをしています。

◎問い合わせ 都城市保健センター ☎36-5661

## 身近な相談相手 「母子保健推進員」

地域と行政のパイプ役として、母子保健推進員が市内各地区でさまざまな活動を行っています。身近な相談相手として、安心して相談ください。個人情報厳守します。

## 「こごごちは赤ちゃん訪問事業」

生後3カ月程度の赤ちゃんのいる家庭を訪問。市が開催する「赤ちゃん相談」や「教室」を紹介したり、赤ちゃんの様子を聞いたりしながら、子育て中のお母さんをサポートします。

## 「乳幼児健康診査の受診勧奨」

乳児・幼児健康診査を受けていない乳幼児の家庭を訪問。健康診査の重要性やメリットを紹介し、受診を勧めます。

## 「相談しやすい環境づくり」

幼児健診や離乳食教室で託児を行い、お母さんが悩みなどを保健師や栄養士などの専門家に相談しやすい環境を整えています。

## あなたも活動してみませんか

母子保健推進員を募集しています。興味のある人は、気軽に問い合わせください。